

令和5年度 第9回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年12月8日(金) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (25人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
9番 山下賢一 委員	11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員
13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員
16番 松本幸男 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (3人)
8番 吉村年明 委員 10番 筏津純一 委員 17番 河野正人 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第55号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議案第56号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和5年度第9回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。12番 数馬委員、13番 鐵本委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ております。10番 筏津委員は葬儀、17番 河野委員は倉吉市コミュニティセンター研究大会に出席のためでございます。ただ今河野さんは高城公民館のセンター長をされておりますので、そちらの方に出席ということです。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和5年度第9回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり6件の申請がございます。番号1から3と番号6については売買による所有権移転でございます。番号4、5につきましては贈与による所有権移転で、番号4につきましては親戚関係にある方での贈与というふうに確認をしております。

 続きまして議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページ記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の近接

商業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における集合住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の準工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

次に議案第52号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページ記載のとおり3件の申請がございました。

議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案の10ページから34ページのとおり73件の利用権設定の申出がございました。

議案第54号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてですが、議案40ページ記載のとおり1件の申請がございました。

議案第55号 倉吉市農作業標準料金の決定については議案42ページのとおり提案をさせていただきます。

最後に議案第56号 農用地利用集積等促進計画については議案45ページから46ページに記載のとおり37件の協議がございました。本日の議案は以上でございます。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第50号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。この番号3番ですけれど10アールあたり585万円ですか。普通は50万もせんようなところを10アールあたり585万円って、やっぱり出されとるですか。

議長 3番の分ですね。事務局。

事務局 こちらの農地については平成14年の10月8日に仮登記をされておりました、その時には宅地並みの値段で取引をされていたということがあってこの値段になっておりますが、実際には宅地化はせずに農地として使われるということで今畑になっていまして、畑として使っていくということで確認をしております。

議長 はい、いいですか。

13番 はい。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、第50号について採決を行います。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので議案第50号については承認といたします。

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして4ページ議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります堀川委員、田倉委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して堀川委員より報告をお願いいたします。

11番 11番 堀川です。6名で現地調査に行ってきたんですけど2件とも問題はありませんでした。

議 長 ただ今、代表して堀川委員より報告がございました。2件とも問題なかったということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第51号につきまして承認といたします。

議案第52号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして6ページ議案第52号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先程と同じように6名で現地の調査に行っておりますので、続いて堀川委員より報告をお願いいたします。

11番 1番から3番まで問題ありませんでした。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは皆さまに議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案52号は承認といたします。

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたし

ますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。
10ページ番号1番から11ページ番号5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の4筆の田、6,963㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号5番まで、合計いたしまして17筆、32,879㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、33ページ番号70番は、18番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは原田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 33ページでございます。申請番号70番、〇〇〇〇〇〇の2筆、4,273㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件は終了しましたので、続いて全体について事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は315,763㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから34ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、35ページから38ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第53号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。11番の土地改良区賦課金相当額と14番の上北条地区協定料金というのがあるんですけど、初めての委員さんもおられると思うので参考までにどのぐらいになるものか発表願いたいと思います。

議 長 横田の畑か、早田委員をお願いします。

19番 19番 早田です。11番の久米ヶ原の関係でございますが、土地改良区賦課金は灌水施設のあるところが4,850円でないところで2,300円です。ここは灌水施設があるところですので10アールあたり4,850円の賦課金となっております。

議 長 上北条は船越委員。

3番 3番 船越です。上北条地区の協定料金は10アールあたり4,000円です。

議 長 はい、よろしいですか。

13番 はい。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第54号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第54号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、この件につきましては本日午前10時30分より当番委員であります6人で現地の調査に行っておりますので、先程報告いただきました堀川委員より報告をお願いいたします。

11番 梨の支柱や草があり、調査の結果5万円になりました。

議 長 ただ今、この〇〇〇の〇〇の分につきましては梨の棚や支柱等が残っておりますが、そしてご存じのセイタカアワダチソウが全面に生えておりまして、これを後始末して再生し作物を作るには、倉吉市農業委員会が定めた最高の5万円が適当ではないかということになりましたので、報告があったとおりでございます。皆さんの方で何かご質問等ございましたら。はい、松本委員。

16番 16番 松本です。果樹園のワイヤー等があるのを出してくるっていうのは、これを受けるわけですか。棚が残った状態でこれをきれいにするということですか。

議 長 ワイヤーは全体ではなく中の方にちょっと残ってる、ほとんど草です。

16番 はい、わかりました。あんまり滅茶苦茶なのは受けたらいけんということ。

議 長 それでもね、その方がされるというので。草ぼうぼうで投げとったらいけんじゃないかということで、今日見に行ったわけです。それでは議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第55号 倉吉市農作業標準料金の決定について

議 長 続きまして議案第55号 倉吉市農作業標準料金の決定についてお諮りいたします。事務局説明をお願いします。

事務局 42ページの標準料金につきまして、11月24日に検討会を開催いたしました。農業委員会の山脇会長、藤井職務代理に加えて、普及所の普及員、JA鳥取中央の営農センター長、農事組合長会長会の会長と副会長が出席されております。後は農林課長と事務局の9名で検討した結果、変更点として5点ありました。

まず、令和5年10月からインボイス制度が始まったことにより、これまで標準額は税込みでの記載でしたが、今回から税抜きと税込みとそれぞれ表記することとしています。2点目は赤字で記載しているところで、一般農作業をこれまでは「1日8時間7,200円」の表記で1時間あたり900円だった金額を、今回は表記の方法も変更して「1時間あたり925円」としました。鳥取県の最低賃金は令和5年10月までは854円だったんですが、令和5年10月から900円となり一般農作業900円と同額となりました。その中で金額を変更するか、それともそのままとするか意見が分かれ一番時間を要しました。最終的に協議した結果、記載方法も変えて「1時間あたり925円」とすることとしました。

続きまして3点目は肥料散布、税込みで1,600円を1,650円。4点目は畦づくり、税込みで80円を88円。5点目はもみ・大豆運搬税込みで6円から6.6円に変更しました。変更した要因としては、中部の町村及び鳥取市、米子市の状況を参考として検討しながら燃料代と作業時間、また税抜き、税込みに端数がでないことなどを勘案して変更したものであります。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第55号について説明がございましたが、皆さんの方から議案に対するご質問、ご意見ございませんか。インボイスの関係で税込みと税抜きと両方書けということで、このようにさせていただいたわけです。税務課の方に相談させていただいて、このような料金を出したわけです。はい、美田委員。

14番 14番 美田です。この肥料散布の機械散布、肥料代は別途計算というのは1,650円のうち何が別途計算になるのか、機械散布のことではないですか。

議 長 これは機械散布のことで肥料代が別途計算ということではないかな。機械散布も別途料金みたいになつとる。

16番 肥料散布は機械でするわな、手で散布するわけではない。

議 長 手でする場合は人件費払うだけ。

事務局 機械散布の表記を削除して、肥料代は別途計算だけ残せば。

議 長 　　　　　それでもいい。機械散布の表記を削除してください。

事務局 　　　　　はい。

議 長 　　　　　他にありませんか。

（なしの声）

議 長 　　　　　それでは賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

議 長 　　　　　はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので承認とさせていただきます。

議案第56号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 　　　　　続きまして議案第56号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

（なしの声）

議 長 　　　　　異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

45ページ番号4番から7番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

（なしの声）

議 長 　　　　　異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

（議長 交代）

6番 　　　　　それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

（山脇委員 退席）

6番 　　　　　それでは、山脇委員が退席しましたので45ページ番号4番から7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　　　　45ページ番号4番から7番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の4筆7、423㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で

ございます。以上でございます。

6 番 　　ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 　　質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 　　ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 　　山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 　　それでは続きまして45ページ番号1番から3番は、12番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 　　それでは事務局、説明してください。

事務局 　　45ページ番号1番から3番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の3筆3,569㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 　　ただ今数馬委員の案件について説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、数馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして45ページの9番から20番は、11番 堀川委員に係る案件でございますので堀川委員の退席を求めます。

(堀川委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 45ページ番号9番から20番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇他の11筆19,576㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今堀川委員の案件について説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。はい、美田委員。

14番 面積が違うのに賃料が16.97キロというのは反当かな。

事務局 一番上に書いてありますが、1反あたりということ。

議 長 15、16、17番みたいにまとめて全筆でってするとわかるんですけど、こういう端数が出てしまう。私は端数面倒だから全筆でってします。理解しましょう。他にありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、堀川委員の入場を求めます。

(堀川委員 入場・着席)

議 長 堀川委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので、報告いたします。続きまして46ページ番号37番は、1番 高見委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(高見委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 46 ページ番号 37 番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の 1 筆 1, 201 m²の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。貸出契約名義人は空欄であります、「所有者を確知できない旨の公示」を行った農地でございます。以上でございます。

議長 ただ今高見委員の案件について説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

13 番 所有者不明ですか。

事務局 はい。「所有者を確知できない旨の公示」を行った農地で、わかりやすく言えば所有者不明の農地です。

議長 ということでございます。それではただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、高見委員の入場を求めます。

(高見委員 入場・着席)

議長 高見委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい、45 ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、45 ページの番号 1 番から 46 ページの番号 37 番まで、合計で 37 筆、58,504 m²の水田、畑でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、47 ページから 53 ページに記載しております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 議案第 56 号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の議案第 56 号につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終了いたします。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について岩田主任よりお願いします。

事務局 2ページ目、農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございますが、2アール未満の農業用施設に共する場合でございます。届出地に農業用倉庫を設置されるものでございます。届出地及び地図については記載のとおりです。

次に農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について3ページ目でございます。鳥取県の発注する公共工事に伴う一時転用で、届出地等記載のとおりでございます。転用期間につきましては今年の3月31日から12月21日までのものでございまして、県の方から届出がなかったものについて山協会長が現地で気づかれて確認して県に届出をしていただいた内容になります。こういった案件は本来はないに越したことはないのですが、委員さんの方でも日頃の農地の確認等で気づいたことがあれば事務局に報告いただけたら幸いに存じます。よろしくお願いします。報告は以上です。

議長 続きまして(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、4ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は6件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

5ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇の水田であります。相談内容は売買が優先で次に賃貸借、使用貸借ということであります。

6ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

7ページ、4番目は相談者が所有者の〇である〇〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

8ページ、5番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇の水田であります。相談内容は売買ということであります。

9ページ、6番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いたします。

議長 それでは4ページからいきます。1番につきましては私の方で次の耕作者と話をして現地で地主さんと会っていただきまして話がついたようでございまして耕作者が決まりました。あっせん委員は決めなくてもいいということです。

2番目は〇〇〇、〇〇の方ですね。山下さんと堀川さんお願いします。続きまして〇〇、高見さん。続いて〇〇は山下委員、堀川委員。次の〇〇〇は小谷

委員。〇〇も山下さんと堀川さんまとめて2人でお願いします。

続きまして農地等のあっせん活動の状況について、1番目藤井委員から。

6番 藤井です。〇〇さんの方に相談に行きましたら、うちがすぐ近くに作ってるもので、田んぼを。近くの人や地区の人に作ってほしいという意向がありまして、〇〇〇〇で作ることにしました。以上です。

議長 わかりました。続きまして2番目、山下委員。

9番 2番、3番同じようなところで。2番の方は県道沿いのとても良いところですが、近隣に耕作者は見つかりませんでした。以前も近隣の方にお問い合わせされていたようですが、その方は高齢で返されたということで。ちょっと次は見つかっておりません。3番の方はほぼ谷の中に入ったようなところですので、2番がないのにとっても3番まではないというのが実情で。ちょっと場所を広げて再度聞いてみたいと思います。以上です。

議長 はい、よろしくをお願いします。続いて4番目、田村委員。

4番 田村です。本人とちょっと話をしたんですけど、〇〇〇〇さんというのが〇〇でスイカを作っておられて、その研修生が後2年後には自立するってということで、そこまで待ってもらえんかという話がありました。今の土地の管理を私にしてもらえませんか、相談があって。〇〇〇〇〇〇〇と解約してからでない畑を構われんわということで解約の手続きをしてもらうようにはちょっと頼んでおるんですけど。以上です。

議長 出してあるようですので、とりあえず田村さんの方で管理をお願いします。ありがとうございました。続きましては数馬委員。

12番 12番 数馬です。売買がまとまりました。以上です。

議長 数馬委員が購入。

12番 はい。

議長 そうらしいです。ありがとうございます。続きましては、松本委員。

16番 〇〇〇〇さんと連絡しておりますけども、〇〇〇で農業法人が解散の可能性があるということで、もしなった場合たくさんの〇〇〇の水田が出てくるということでその旨を伝えて、〇はならそんなにすぐでなくてもいいのでということで。とりあえず改良区に月水金午前中おるけ、ちょっと話し合おうということで会って話についております。

議長 ありがとうございます。次は、じゃあ秋山さんの方から。

秋山推進委員 推進委員の秋山です。松本さんと3人でお会いして、どういう土地がいいとか聞いてみたんですけど。土地の方の紹介はいくつかしたんですけど、1年目

だところは雪が降ったら入ってこれないとか、川の縁だと石がでるんじゃないかというのを心配されていて。継続して他の土地を探していきたいと思います。以上です。

議長 下を書いてあるがな、農林課で検討中とか、新規就農者とか認定農業者とかこれは。

事務局 こちらの方は何も出ておりません。

議長 何も出とらんでしょう。なら慌てる必要はないと思います。まだ本人も見通しがつかないから。

秋山推進委員 5月に誕生日が来て年が変わってしまうので、それまでに新規就農になりたいというようなことを言っておられました。

議長 進んでないなら慌てる必要はないです。あっせんしたら辞めちゃったってことになったら大変なので。
続きまして、梶本主幹。

事務局 (5) 倉吉市賃借料情報についてでございます。資料は13ページに記載しております。本日承認いただいた利用権設定も含めて、令和5年の1月から12月までに利用権設定されたものの平均等を出しております。年間の利用権設定数から使用貸借、物納それから極端に高いものと低いもののデータを差し引いたもので、真ん中の表になりますけれども田がデータ数750、平均が4,200円になりました。最高値は7,200円、最低値は1,900円。括弧書きに去年の数字を入れております。昨年から記載することとしましたが、「全件から集落営農組織を除いた数値」も引き続き記載のとおり計上しております。畑につきましても水田と同様に記載のとおりとしております。

次に、これも昨年からですが、令和5年の賃借料の平均額を地区別に記載のとおり引き続き記載することとしております。

今後は、農業委員会だより、市報などに掲載する予定にしております。以上でございます。

議長 ただ今賃借料についてありましたが、皆さんの方でよろしいですか。

(なしの声)

議長 次にいかせていただきます。この間の議案の時に宿題を預けておりましたので、よろしく願います。

農林課 農林課 杉森でございます。先月鐵本委員さんの方からの質問に対する説明をさせていただきます。倉吉農業振興地域整備計画の変更概要に記載しておりました2つの表がありまして、そのことについてのご質問だったというふうに理解しておりますので、この2つの表に関して説明をさせていただきます。

1つ目が農業振興地域全体の面積等を記載した表で、2つ目がその中の青地と言われております農用地区域の用途別面積を記した表を記載しておりまして。

その中の数値の整合性を聞かれたと思うんですけど、1つ目の表が農業地域全体の地目と面積を記しております。ここに書いてある農用地という言葉ですけど、農業振興地域の整備に関する法律の第3条に田、畑、樹園地の農地と採草放牧地を併せて農地とするという定義がありますのでその定義に従って表記しております。青地と白地と呼ばれる、農用地区域と農振地域の合計面積を記したもので、2つ目の表がその中の青地、農用地区域の面積を記したものとしておりました。今回の見直しで面積に変動があるのが農用地区域となるために、2つの表で表記した次第です。以上です。

事務局 修正はないということ。

農林課 はい。

議長 資料がないから皆さんわからんでないかと思うよ。鐵本委員どうですか。

13番 私も持ってきてないから。

事務局 簡単に言えば上が白と青で、下が青ということ。

農林課 はい。

議長 よろしいですか。

13番 はい。

議長 よろしいようです。はい、數馬委員。

12番 農用地の地区除外について、除外して欲しい地区もあるということがあるんですけど、実際知らなかったと。そういう地区除外する時は、皆にわかるように周知徹底の上で農業者にも聞いていただきたいと思います。今後の見直しがある時があると思うんですけど周知徹底をお願いしたいと思います。

農林課 その際は検討します。

議長 見直しの期間っていうのがあってね、今結構長いみたいで。5年が8年になっとらへんか。見直しの年がわかればこちらから言うこともできるけど、わからなかったわけですな。今後検討していただきましょう。よろしくお願ひします。

それでは次(6)、企画委員長どうぞ。

9番 企画委員長 山下です。先月2日間にわたりまして奈良県、ほぼ和歌山県というところに視察に行きまして。当地ではウメやカキを中心に栽培しておられたんですけども、話によると鳥取県でもどうのこうのという話がありました。鳥取県でも柿の木がいっぱいあって、中部はほぼカラスの餌です。東部の方や島根県でもつるし柿、西条柿といろいろありまして何かとやっているようですが、中部の方は何かと少ないような状況だと思っております。そんな

話もありましたので倉吉でも柿農園等開いているところがあれば向こうの方と協力して、放棄農地や果樹園もちょっとでも収入が入るようになればいいのかなという感想を持っております。以上です。

事務局 続きまして決算については、資料を15ページに記載しております。大変心苦しいですが、残額については記載のとおり参加した農業委員から1月の農業委員会にて集金する予定とします。よろしくお願いいたします。

(8)のその他の新年互礼会ですけれども、来年1月10日水曜日の5時半から。場所は明治町の打吹回廊レストランです。会費は次の会議の時に6,000円を徴収させていただきたいと思っております。広田市長、加藤副市長も出席する予定となっております。

県外視察に参加された方はこの6,000円と4,000円ですので1月の農業委員会の時にちょうど10,000円持って来ていただければよろしいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは(7)農業者年金の加入推進について。

事務局 はい、引き続き失礼します。農業者年金の加入推進についてです。12月から1月まで加入推進月間ということで、啓発ティッシュをとということです。昨年も啓発の効果がありまして加入していただいたこともございました。既にお手元に配布しておりますけれども、今回も合せて農業委員さんの方にもサンプルとしてティッシュとマスク及びボールペンの方を置かさせていただきました。加入推進について該当の方に先月の定例会終了後の農業者年金の研修を踏まえ、ポスティングなりお話ししていただいて、関心のある方については事務局の方に相談に来ていただくようにお繋ぎいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 今、月曜日週に1回は県の方に決裁とか報告を受けに毎週行っているんですけども、その時にいろいろ話をしていたら鳥取市の濱田会長が50代なんですけど自分は今まで入ってたと。そしたら旦那さんがこの度会社を退職して農業をすることになったので、農業者年金入られましたと。50代半ばでまだ6、7年あるということで。そうするとこの間説明があったとおり、一般の貯金よりも利息が結構付くんです。だから5年、6年でも入る期間があれば皆さんに入っていただくように農業会議の事務局からもありました。そういう例があります。秋山さんとか堀川さんもお若いので、どうぞご主人と一緒に検討された方がいいかと思えます。この間聞かれたようになんかの利息がつかますので。

16番 夫婦ペアでどうぞって。

議長 もちろんです。今入るならいい時期ですので頑張ってください、補助金もありますので。皆さんの方でその他何かございませんか。はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。この間話があった藤井委員と筏津委員が表彰されていて、福井さんも表彰されていておめでとうございますということで。

それから観られた方もあるかと思いますが、NHKスペシャルで米づくりと酪農をやっております、私らのことをやっているようで非常に身につまされ

ました。これからどうなるかですけど、しっかり農業していくしかないじゃないかと。国も食料安保のことで盛んにもし無くなったらということをやっていました。食料がパッと来なくなったら1割くらいの人死んじゃうでしょうと言われております。そういう中にもありますが、いい方向になればと思います。

相続関係のことについてですけど、国庫が引き取りますよっていう制度がありますよって大きな声で言えるものではありませんので、そういうことではなしに相続関係してくださいよって言ってくださいね。放棄しなったら国が引き取りますよって、1筆20万円管理料を取るんです、5筆なら100万円。全国的に成功したのはほんの数例だけです。上井の駅前の土地をいらんって言ったら国も引き取って管理してくれるかもしれませんが、私のところの山口の奥のようなところは誰もしませんので。国がしてくれるだねとか安易な気持ちではなしに、管理や相続をしないといけんと。できないなら頼むようにしならないけんしとよっていかなければいけないと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。確かに2週続けて日曜日NHKスペシャルで米づくり、この間は畜産酪農やっておりました。今度の大会の時にあいさつの中に入れてみようかと思っておりますので。大変なことになってくる予感がしております。

それから新聞でもご存じだと思うんですけど、来年4月から相続登記をしていないものに対しては罰金10万円ということが出とったんですけど、ご存じですか。

13番

過料ですか。

議長

そうです。それで今慌ててしておられる方がおられます。親が死んでそのまま相続せずに投げとると、そうなるようですので気をつけていただきたいと思います。3代くらい前だとなかなか判も取れないらしいです。

事務局

最後に啓発ティッシュなんですけど、倉吉と西郷が残っておりますので持って帰っていただければと思います。

6番

ちょっといいでしょうか。

議長

はい。

6番

ちょっとあっせん活動の件について一言話しておきたいと思ひましてね。〇〇さんのところに行ったら、うちが近くだつてことで作って欲しいって言われたものでうちはあまり増やしたくなかったんですけど、そうだなということで。というのは〇〇は担い手がすごく多いもので、いっぱい同じ集落で〇〇〇なら〇〇〇でたくさんの方が入って来ておられます。そこの水路の管理とか集落で決めてあるです。例えば水をここからここまでは少ないから開けてくださいとか、こっちの人は水路が作ってありますから、というようないろんな決まりがあるわけですが、そこの集落で。だけどいろんな人が入ってこられるため守ってくださいなんです。そういうことがいっぱいあつてね。

それと1人でしておられる人が、稲だか草だかわからんようなのがたくさん

ありましてね。この間も〇〇の方で話が出て、稲が草の中に残ってるからイノシシが出るんですよ。で〇〇の人が言いたいと、言いたいけどもお前作れやっ
て言われたらどうしようもないと。どうにするか、どうにするかって皆が話し
合いになったらとにかくすぐにその田んぼを鋤いてくれと、刈らずに。それで
〇〇方面だけは鋤きなつたみたい。でも、〇〇〇もあるし〇〇〇もあるけどそ
れはほったらかしです。そういうことがあって水を取る問題とかいろいろあっ
てやっぱりむずかしいですけど、あっせんもその部落や地域でなるべくなら探
してあげたらいいでないかということです。遠いから水を見に行きならんし、
当て流しって言うんですかそれをされて。1回こうなったら次作る人っておら
んですよ、草だらけの田んぼは。そこら辺をもうちょっと皆さん考えられて、
これからでもいいですのでそのことを本人に話してあげて、結局は作られても
儲かっていないと思いますので。こういう状況だったら近くの人にでも作っ
てもらったらって話をしてあげて、近くの人を世話してあげた方がええでない
でしょうかと思います。誰でも彼でも作ってあげやでなしに、他所はわからんけ
ど〇〇はそういうところがあるような気がします。以上です。

議 長 その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 今年は今日が最後です。それでは本日の農業委員会会議はこれもちまして
終わりたいと思います。皆さんにとって来年も良い年でありますことを祈念い
たしまして、本日は閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後3時00分 閉 会 —